

## 第4期県民健康調査PDF管理システム導入 並びに機器賃貸借等業務に関する契約書（案）

公立大学法人福島県立医科大学（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）（以下「丙」という。）とは、第4期県民健康調査PDF管理システム一式を、乙が責任をもって調達及び導入を行い、丙が甲に賃貸させることについて、次のとおり契約を締結する。

### 1 業務名

第4期県民健康調査PDF管理システム導入並びに機器賃貸借等業務

### 2 契約金額 金 円

（うち消費税額及び地方消費税額 金 円）

上記消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方消費税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、賃貸借料等に110分の10を乗じて得た額である。

（本契約の内容）

第1条 本契約の項目及び数量は下記のとおりとする。

- 一 システム構築（動作試験及び稼働支援含む） 一式
- 二 機器賃貸借（ソフトウェア含む） 一式

2 この契約において、乙及び丙が履行すべき給付内容は、「第4期県民健康調査PDF管理システム調達仕様書」（以下「仕様書」という。）及び乙が見積りに際し提出したその他の書類で明記されたものとする。

3 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して別に定めるものとする。

（契約期間）

第2条 本契約の期間は下記のとおりとする。

- 一 システム構築期間 契約日から令和8年12月31日まで
- 二 機器賃貸借期間 令和9年1月1日から令和13年12月31日まで

（契約保証金）

第3条 乙は、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、公立大学法人福島県立医科大学契約細則第39条第1項ただし書に規定する場合に該当するときにおいては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

（月額賃貸借料）

第4条 賃貸借料の支払いは月毎に行うものとし、その金額（以下「月額料金」という。）は次のとおりとする。

金 円  
(うち消費税額及び地方消費税額 金 円)

上記消費税及び地方消費税の額は、消費税税法第28条第1項及び第29条並びに地方消費税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、賃貸借料等に110分の10を乗じて得た額である。

なお、契約期間における月額料金は、別表のとおりとする。

(物件の設置場所)

第5条 この契約による物件の設置場所は、公立大学法人福島県立医科大学内及び甲の指定する場所とする。

(善管注意義務)

第6条 乙及び丙は、常に甲と緊密に協調し、またその事業方針及び指示事項を尊重し、対象業務を甲のために善良な管理者の注意義務をもって実施するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第7条 乙及び丙は、この契約によって生ずる権利及び義務をいかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡又は、継承してはならない。

(一括再委託等の禁止)

第8条 乙及び丙は、業務の全部を一括して、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙又は丙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。この場合、乙又は丙は当該再委託先に対して、第23条及び第24条における乙及び丙の義務と同等の義務を負わせるものとする。

3 乙又は丙は前項により甲に承諾を求める場合は、再委託の内容、再委託先、再委託に対する管理方法等を書面で甲に提出しなければならない。

4 甲は、乙又は丙に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(主任担当者)

第9条 乙は、本契約締結後速やかに、業務の履行のために連絡、確認等を行う主任担当者を定め、主任担当者届(様式第1号)により甲に通知するものとする。また、主任担当者を変更するときも同様とする。

2 乙は、甲からの要請、指示等の受理及び依頼等を行う場合は、原則として主任担当者を通じて行うものとする。

(業務実施状況の報告等)

第10条 乙は、業務に着手したときは、遅滞なく着手届(様式第2号)を甲に提出するものとする。

2 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(納入及び検査)

第11条 乙は、対象物件の納入が完了したときには納入完了届(様式第3号)を提出するものとし、甲は、当該納入完了届に基づき納入された物件につき速やかに検査を行い、物件に不適合のないこと及び物件が本契約の内容に適合していることを確認するものとし、当該検査が完了したことをもって丙より甲へ物件の引き渡しがなされたものとする。

2 乙は、対象業務を全て完了したときには、完了届(様式第4号)を提出するものとし、甲は、当該完了届に基づき検査を実施し、その結果を乙及び丙に通知するものとする。

3 前項の規定による検査において、不適合があった場合は、甲は乙に対し、直ちにその旨を連絡し、乙又は丙は甲の指定する日までに再度納入又は業務を実施し、検査を受けなければならない。

(契約不適合責任)

第12条 甲は、引き渡された物件が種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない場合は、その物件の引渡しを受けた後1年以内に限り、乙に対して物件の修補、代品の引渡し、不足分の引渡し若しくは代金の減額のいずれか、又は物件の修補、代品の引渡し若しくは不足分の引渡し及び代金の減額を請求することができ、乙はこれに応じるものとする。

(請求及び支払い)

第13条 丙は、当月分の月額料金を毎月月末に請求するものとする。

2 甲は、前項の定めにより丙からの適正な請求書を受理したときは翌月の末日までに、丙に対して月額料金を支払うものとする。

3 甲は、その責めに帰すべき事由により、月額料金の支払を遅延した場合は、丙に対し前項の期間満了の翌日から支払の日までの日数に応じ、納入未済相当額に年利2.5%の割合で計算した額(当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる)を遅延利息として、加算して支払うものとする。

4 前項の場合における甲の支払い遅延が、天災、その他甲及び丙双方が不可抗力であると認める事由による場合は、当該事由の継続する期間は、これを約定期間に参入せず、また遅延利息を支払う日数に参入しないものとする。

(有償延期及び遅延利息)

第14条 乙又は丙の責めに帰すべき事由により、期限内に本契約内容の完了の見込みがない場合は、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に期限の延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、期限後相当の期日内に本契約内容が完了する見込みがあるときは、甲は乙又は丙から遅延利息を徴収することを条件として期限を延長することができ

る。この場合の遅延利息の金額は、前条第3項の例によるものとし、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。

- 3 甲は、前項の規定により期限を延長することを認めたときは、その旨を乙又は丙に通知するとともに、当該期限の延長に関する契約を乙及び丙との間に結ぶものとし、乙及び丙は、これに応ずるものとする。

(物件の使用及び管理)

第15条 甲は、物件を本来の用法により使用し、善良な管理者の注意をもって管理する。

(物件の所有権標識)

第16条 丙は、丙が物件の所有権を有する旨の標識（以下「丙の所有権標識」という。）を物件に貼り付けできるものとする。

- 2 甲は、本契約期間中、物件に貼り付けされた丙の所有権標識を維持する。

(保険)

第17条 丙は、賃貸借契約期間中、物件に丙を被保険者とする動産総合保険契約を付し、その費用を負担する。

- 2 物件に係る保険事故が発生したときは、甲はただちにその旨を丙に通知する。

(物件の滅失・毀損)

第18条 物件の引き渡しからその返還までに、盗難、火災、風水害、地震その他、甲又は乙いずれの責任によらない事由により生じた物件の滅失、毀損により物件が使用不能となった場合、本契約は終了するものとし、前条に定める動産総合保険契約に基づいて丙に保険金が支払われたときは、丙は、甲の本契約第34条に定める中途解約金の支払いを免除する。

(通知義務)

第19条 甲は、次の各号いずれかに該当した場合、ただちに乙及び丙に通知する。

- 一 物件について丙の所有権を侵害するおそれがあるとき。
- 二 物件に盗難、滅失、毀損等の事故が発生したとき。
- 三 名称を変更したとき。
- 四 住所を移転したとき。

- 2 甲は、乙及び丙の事前の書面による承諾を得ない限り、次の行為をしない。

- 一 物件を他の動産又は不動産に付着させること。
- 二 物件の改造、加工又は模様替えなどにより物件の形状を変更すること。
- 三 物件を転貸又は本契約に基づく甲の権利もしくは地位を第三者に譲渡すること。
- 四 本契約第5条に定める物件の設置場所から物件を移動すること。

(提供物件)

第20条 甲は、乙が業務を実施するにあたり必要であると認めた場合、業務に必要な資料、情報及び機器等（以下「提供物件」という）を乙に無償で提供し使用させるものとし、乙は、業務実施上必要に応じて、提供物件を複製又は変更することができるものと

に、第8条に規定する再委託先に提供物件を使用させることができるものとする。

2 提供物件を甲の敷地外へ持ち出す場合には、甲と乙の間で台帳等により収受状況を管理すること。

(作業場所)

第21条 甲は、乙が業務を実施するにあたり必要であると認めた場合、乙に対して甲の事務所の一部を作業場所として無償で提供する。

(第三者ソフトウェア等の利用)

第22条 業務を実施するにあたり、第三者が権利を有するソフトウェア等を利用する場合は、甲、乙が協議のうえ、甲又は乙と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講ずるものとする。

2 第三者ソフトウェア等に起因する不具合又は権利侵害については、当該第三者ソフトウェア等の利用に関する契約に基づき処理するものとする。

(秘密の保持)

第23条 乙及び丙は、本契約を履行するに当たり知り得た個人情報、機密情報、その他の情報（以下「個人情報等」という。）を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 乙及び丙は、甲の書面による承諾を得ず、個人情報等を第三者に漏洩し若しくは譲渡し、又は他の目的に利用してはならない。この契約期間満了後および契約解除後も同様とする。

(個人情報の保護)

第24条 乙及び丙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約の解除等)

第25条 甲は、乙又は丙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- 二 乙又は丙の責めに帰すべき事由により、期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- 三 第7条の規定に違反したとき。
- 四 乙又は丙が解除を申し出たとき。
- 五 乙、丙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- 六 次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙又は丙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙又は丙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法

律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この条において「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

二 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

へ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙又は丙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(へに該当する場合を除く。)に、甲が乙又は丙に対して当該契約の解除を求め乙又は丙がこれに従わなかったとき。

七 乙又は丙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。

八 前各号の一に該当する場合を除く他、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達成することができないと甲が認めるとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第26条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙又は丙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙又は丙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙又は丙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙又は丙がその債務の履行を拒否し、又は、乙又は丙の責めに帰すべき事由によって乙又は丙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙又は丙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

二 乙又は丙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 乙又は丙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

- 3 第1項の規定にかかわらず、乙又は丙の責めに帰すべき事由により第14条の規定に基づく履行期限の延長があった場合において、甲が第1項の規定により契約を解除したときは、乙又は丙は、前項の違約金に当初の履行期限の翌日から甲が契約解除の通知を發した日（乙又は丙から解除の申し出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.5%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（契約の変更等）

第27条 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は業務を停止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲、乙、丙が協議のうえ書面によりこれを定める。

- 2 前項の場合において、乙及び丙が損害を受けたときは、乙及び丙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲、乙、丙が協議のうえ定めるものとする。

（乙又は丙の請求による契約期間の延長）

第28条 乙又は丙は、天災その他その責めに帰することができない事由により、期限までに業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその事由を付した書面により期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲、乙、丙が協議して定める。

（消費税に関する事項）

第29条 消費税率の改正により消費税額を含む契約金額が変更となる場合は、変更契約を行うものとする。

（事故発生時における報告）

第30条 乙又は丙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（損害負担）

第31条 業務の実施に関して発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のために必要を生じた経費は、乙又は丙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲、乙、丙が協議して定める。

（談合による損害賠償）

第32条 甲は、乙又は丙が次の各号の一に該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙又は丙はこれを納

付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は丙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - 二 公正取引委員会が、乙又は丙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - 三 乙又は丙（乙又は丙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙又は丙はこれに応じなければならない。

（遅延利息等の相殺）

第33条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙又は丙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを契約代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

- 2 甲は、この契約に基づき甲が乙又は丙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙又は丙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。
- 3 甲は、乙又は丙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

（中途解約金）

第34条 甲の都合により本契約を解除する場合は、中途解約金を丙に支払うものとする。

なお、中途解約金については甲、丙協議のうえ定めるものとする。

（不可抗力）

第35条 天災地変、戦争、暴動、内乱、テロリズム、重大な疫病、その他の不可抗力、法令の制定・改廃・公権力による命令・処分、争議行為、輸送機関・通信回線等の事故、その他当事者の責に帰することができない事由による本契約の全部又は一部（金銭債務を除く）の履行遅滞又は履行不能については、いずれの当事者も責任を負わないものとする。乙又は丙は、当該事態が長引くと判断した場合、その旨を甲に通知し、甲に対し何らの責めを負うことなく本契約を解除できるものとする。

(契約の更新)

第36条 甲、乙及び丙は、協議のうえ本契約を更新することができる。なお、その場合の条件等については、甲、乙、丙が協議のうえ定めるものとする。

(物件の返還)

第37条 丙は、本契約が終了したときは、速やかに丙の負担で機器を原状に回復（契約期間中に機器に付加したデータ等の消去も含む。）したうえ、甲から機器を回収するものとする。

(協議)

第38条 この契約に疑義が生じた場合及びこの契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙、丙が協議のうえ定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第39条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

以上、本契約締結の証として、本契約書3通を作成し、甲、乙、丙は各自記名押印のうえ各1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 住所 福島県福島市光が丘1番地  
氏名 公立大学法人福島県立医科大学  
理事長 竹之下 誠一

乙 住所  
氏名

丙 住所  
氏名

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙又は丙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙又は丙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙又は丙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

#### (収集の制限)

第3 乙又は丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

#### (目的外利用・提供の禁止)

第4 乙又は丙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (安全管理措置)

第5 乙又は丙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

#### (複写・複製の禁止)

第6 乙又は丙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### (作業場所の指定等)

第7 乙又は丙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙又は丙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

#### (資料等の返還等)

第8 乙又は丙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りで

ない。

2 乙又は丙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙又は丙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙又は丙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙又は丙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙又は丙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は、乙又は丙に対して必要な報告を求めるなど、乙又は丙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙又は丙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙又は丙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙又は丙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙又は丙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙及び丙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙又は丙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は丙、又は、乙又は丙の従事者（乙又は丙の再委託先及び乙又は丙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不

正利用、その他の事故が発生した場合、乙又は丙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙又は丙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙又は丙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙又は丙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。



# 主任担当者届

令和 年 月 日

公立大学法人福島県立医科大学理事長 様

受託者 住 所

法 人 名

代 表 者 名

印

このことについて、下記のとおり定めましたのでお知らせします。

## 記

- 1 業務名  
第4期県民健康調査PDF管理システム導入並びに機器賃貸借等業務
- 2 主任担当者  
所 属  
職 名  
氏 名

※押印を省略する場合のみ余白に記載

本件責任者 氏名

所属部署名

連絡先（電話番号）

本件担当者 氏名

所属部署名

連絡先（電話番号）

※本書に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がある場合は、押印の省略並びにFAXまたは電子メールによる提出を可とする。

# 着 手 届

令和 年 月 日

公立大学法人福島県立医科大学理事長 様

受託者 住 所

法 人 名

代 表 者 名

印

令和 年 月 日付けで契約した下記業務について、令和 年 月 日付けで着手しましたので届け出ます。

## 記

1 業務名

第4期県民健康調査PDF管理システム導入並びに機器賃貸借等業務

2 契約期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

※押印を省略する場合のみ余白に記載

本件責任者 氏名

所属部署名

連絡先（電話番号）

本件担当者 氏名

所属部署名

連絡先（電話番号）

※本書に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がある場合は、押印の省略並びにFAXまたは電子メールによる提出を可とする。

# 納入完了届

令和 年 月 日

公立大学法人福島県立医科大学理事長 様

受託者 住 所

法 人 名

代 表 者 名

印

令和 年 月 日付けで契約した下記業務について、令和 年 月 日付けで対象物件の納入が完了しましたので届け出ます。

## 記

- 1 業務名  
第4期県民健康調査PDF管理システム導入並びに機器賃貸借等業務
- 2 契約期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
- 3 着手年月日 令和 年 月 日

※押印を省略する場合のみ余白に記載

本件責任者 氏名

所属部署名

連絡先（電話番号）

本件担当者 氏名

所属部署名

連絡先（電話番号）

※本書に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がある場合は、押印の省略並びにFAXまたは電子メールによる提出を可とする。

# 完了届

令和 年 月 日

公立大学法人福島県立医科大学理事長 様

受託者 住 所

法 人 名

代 表 者 名

印

令和 年 月 日付けで契約した下記業務について、令和 年 月 日付けで完了しましたので届け出ます。

## 記

1 業務名

第4期県民健康調査PDF管理システム導入並びに機器賃貸借等業務

2 契約期間等

契約期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

着手年月日 令和 年 月 日

納入完了年月日 令和 年 月 日

業務完了年月日 令和 年 月 日

※押印を省略する場合のみ余白に記載

本件責任者 氏名

所属部署名

連絡先（電話番号）

本件担当者 氏名

所属部署名

連絡先（電話番号）

※本書に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がある場合は、押印の省略並びに FAX または電子メールによる提出を可とする。